

全学規則等

▼目 次▲

・長崎大学営利企業役員等兼業審査規則の一部を改正する規則……………□

人事院規則一四―一九（国立大学教員等の株式会社等の監査役との兼業）及び人事に関する権限の委任等に関する規程（平成十三年文部科学省訓令第三号）の一部改正により、監査役兼業に係る人事院の承認権限が各国立大学長に委任されたため、所要の改正を行うもの。

規則第七号

長崎大学営利企業役員等兼業審査規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
平成十五年九月二十六日

長崎大学長 齋藤 寛

長崎大学営利企業役員等兼業審査規則の一部を改正する規則

長崎大学営利企業役員等兼業審査規則（平成十五年規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「技術移転兼業及び研究成果活用兼業」を「役員等兼業」に、「並びに」を「及び」に改め、同条中「技術移転兼業又は研究成果活用兼業」を「役員等兼業」に改め、同条第三項中「第五条」を「第四条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条中「及び第四条第二項」を削り、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条第二項中「技術移転兼業及び研究成果活用兼業」を「役員等兼業」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

附 則

この規則は、平成十五年九月二十六日から施行する。

規 程 等 名 (規程等番号)	制 定 日 (施行日)	概 要
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授会規程等の一部を改正する規程（平成15年医歯薬学総合研究科規程第7号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学医歯薬学総合研究科事務部事務分掌規程（平成15年医歯薬学総合研究科規程第8号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、同事務部の事務分掌を定めるため、この規程を制定するもの。
長崎大学宿日直規程先導生命科学研究支援センター細則の一部を改正する細則（平成15年先導生命科学研究支援センター細則第2号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、医学部事務部が廃止されるため、所要の改正を行うもの。
長崎大学機器分析センター研究教育用エックス線装置放射線障害防止規程の一部を改正する規程（平成15年機器分析センター規程第2号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学医療技術短期大学部教授会規程の一部を改正する規程（平成15年医短大規程第3号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、医療技術短期大学部事務部が廃止されるため、所要の改正を行うもの。
長崎大学医療技術短期大学部研究教育用エックス線装置放射線障害防止規程の一部を改正する規程（平成15年医短大規程第4号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、医療技術短期大学部事務部が廃止されるため、所要の改正を行うもの。
長崎大学医療技術短期大学部事務組織規程及び長崎大学医療技術短期大学部に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程を廃止する規程（平成15年医短大規程第5号）	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、医療技術短期大学部事務部が廃止されるため、関係規程を廃止するもの。

部局規程等の改正の概要

(平成15年9月1日～9月30日制定分)

規 程 等 名 (規程等番号)	制 定 日 (施行日)	概 要
長崎大学教育学部教員選考規程の一部を改正する規程 (平成15年教育学部規程第2号)	15. 9. 9 (15. 9. 9)	① 本学部教員に係る選考基準について、研究業績等をより適切に評価するため、教授、助教授及び講師の資格規定を見直し、詳細については、内規に定めるようにすること。 ② 資格審査委員会について、審査の公平性を確保するため、同委員会の構成員に教員を選考しようとする講座以外の教員を加えるようにすること。 ③ 一部字句を整備すること。 以上の理由により、所要の改正を行うもの。
長崎大学宿日直規程医学部細則の一部を改正する細則 (平成15年医学部細則第2号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、医学部事務部が廃止されるため、所要の改正を行うもの。
長崎大学薬学部教授会規程の一部を改正する規程 (平成15年薬学部規程第5号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学薬学部研究教育用エックス線装置放射線障害防止規程の一部を改正する規程 (平成15年薬学部規程第6号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学薬学部倫理委員会規程の一部を改正する規程 (平成15年薬学部規程第7号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学薬学部事務部事務分掌規程を廃止する規程 (平成15年薬学部規程第8号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、薬学部事務部が廃止されるため、この規程を廃止するもの。
長崎大学薬学部・大学院薬学研究科組織等評価及び教員の個人評価に関する委員会規程の一部を改正する規程 (平成15年薬学部、薬学研究科規程第1号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。
長崎大学大学院薬学研究科教授会規程の一部を改正する規程 (平成15年薬学研究科規程第1号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	① 医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、薬学部事務部が廃止されること。 ② 薬学研究科教授会の定例開催日を毎月第三水曜日の月一回に変更すること。 以上の理由により、一部字句の整備を含め所要の改正を行うもの。
長崎大学薬学部長候補者選挙実施細則の一部を改正する細則 (平成15年薬学部細則第1号)	15. 9. 30 (15. 10. 1)	医歯薬学総合研究科事務部が設置されることに伴い、所要の改正を行うもの。